８監総第５４９号
令和８年１０月２６日

（略）

東京都監査委員　あかねがくぼ　かよ子
同　渋　谷　のぶゆき
同　茂　垣　之　雄
同　後　藤　靖　子
同　小　粥　純　子

令和８年９月１２日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４２条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第２４２条第５項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、請求人に対し郵便料金を超過した切手を貼付して郵送した行為は、違法又は不当な財産の処分であるとして、都が被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう求めているものと解される。

法第２４２条第１項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補塡の措置等を請求できるものである。

請求人は、監査事務局が同人に郵送した簡易書留について、４９０円で郵送できるところ、５２０円の切手が貼付されていたため、３０円分超過して郵送した行為が違法又は不当な財産の処分に当たると主張している。

このことについて確認したところ、監査事務局では、請求人に郵送後の令和８年９月１４日に日本郵便株式会社が定める内国郵便約款第６６条（料金の返還）について同社に問い合わせ、その結果、同社から３０円分の切手の返還を受けたことを確認した。このため、都に財産上の損害が発生していると認めることはできない。

よって、本件請求は、法第２４２条に定める住民監査請求として不適法である。